

Hand in Hand

逐次刊行物

09.7.3

国立女性教育会館
女性教育情報センター

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚——それは旅の半ばの一つの出来事。
新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

Vol.247

[必死に働いても 子どもの教育費も出せない、老後は不安って おかしくない?!]

■先日、経済をテーマにしたテレビ番組に、北欧家具のイケアが紹介されていて、35年近く前にイケアを中心にした北欧家具の本を出したことを思い出しました。低価格・組立式が売り物のイケアは、当時、日本ではけっこう高価だけれどシンプルなデザインが受けていて、私は家具や食器の紹介と同時に北欧の女性の生き方暮らし方を主題にした本を造りました。

■スウェーデン、デンマーク共に、訪れた家庭は全員共働きでしたが、学齢前の子がいる場合、夫が8～17時勤務なら、妻は9～18時勤務で、朝は妻が子どもを保育所に送り、夫が迎えに行くというフレックスタイム制で、夕食はもちろん家族一緒。残業・夜のつきあいはまず無しという生活。30代でも3つのベッドルームに広い居間・食堂に芝生のある庭。週末に遊びに行く湖近くのセカンドハウスもあり（住宅ローンは税の控除対象）、「子どもが落書きしても惜しくない」という理由で家具はイケア。壁のペンキ塗り、芝刈り、料理・食器洗いは全員で楽しくやっていて、当時、長時間労働と通勤で疲れ果てている夫、子どもは塾で、家事をするのは妻のみという我が国との違いに、何が原因なのだろうと考えた覚えがあります。

■スウェーデンでは当時、同棲カップルと非婚の子どもの増加をくいとめるため、非婚の母への税制等の優遇は、本当にシングル世帯のみにしようという議論が起きましたが、結局、法律婚の夫婦や子どもを同じように優遇することにしたそうです。

正社員もパートも同様の仕事をしているのだから同一賃金にすべきと言っても、正社員の賃金を下げたアメリカ系企業と大違いですね。また日本政府も生活保護の母子加算を切りましたが、これも働いている母子家庭より生活保護家庭の収入が高いのはけしからんという発想からでした。

ところでスウェーデンでは優遇されても法律婚は増えていません。その理由は、愛し合いセックスをして子どもを持つといったことはきわめて個人的なことであり、国にお墨付きをもらうようなことではないという考えが徹底しているからだと言います。日本では婚姻していないと不自由な制約がまだまだ多いし、非嫡出子は法的に差別されています。

■今、我が国は失業が増え、住まいに窮する人々まで出てきています。国と地方の借金は増え続けていますから、何もかも満たすことはできません。だからこそ、私たちがどういう社会にしたいかをしっかりと見極め、表明する必要があると思うのです。例えば今まで通り道路をつくり車を量産していくのか、週のうち半分は在宅勤務で家庭や地域の人々との時間を大切に、CO2を減らすことを選ぶのか、ハコモノをつくるより、子どもの大学までの教育費を全て無料にするのかといった、人々の選択です。スウェーデンは、税こそ高いけれど、老後の住まい、医療、介護、年金が保障され、子どもたちの教育費も無料といった国の形を国民が選んだのです。

皆さん、どういふ社会を選ぶか、皆さんの声でこれからの社会をつくっていきましょう。
(円より子)

私
も
燃
え
る
の
ぢ
や
ん
な
ら
ん
よ
う
に
夏
を
燃
や
す
よ



画と書：浅野照子



■ ~2009年 母子家庭の経済状況アンケート報告~ ■

聞こえてくるシングルマザーの悲鳴

昨年の経済危機以降、企業の倒産が相次ぎ、正社員や男性のあいだでも「貧困」という言葉が流行するほどの不況。そんな中、仕事と子育てを一手に背負わなければならない母子家庭のお母さんは、一層厳しい生活をおくっているのではないのでしょうか。

ハンド・イン・ハンドの会では、母子家庭をとりまく経済状況を把握し、社会に訴えて改善策を講じていかなければ！、また、生活を守る方法をもっとみんなで共有したいという思いから、今年3月に会員を対象にアンケートを実施しました。

この6月に発表された麻生内閣の『安心社会実現会議報告』で、「児童、家族関連の政府支出は、GDP比で0.8%と、OECD諸国の平均が2%であるのに対して立ち後れている（2005年）」、「母子家庭における子どもの貧困率が6割を超えていることは看過できない」と取り上げられ、「子育て世帯に対して給付付き税額控除が導入されるべきである」との意見がようやく発表されました。これは、ハンドの会のアンケート調査や活動が、行政のヒアリングや『子どもの貧困』（阿部彩著、岩波新書）などの書籍で取り上げられたり、社会の関心喚起に一役買っていることも背景にあると思います。

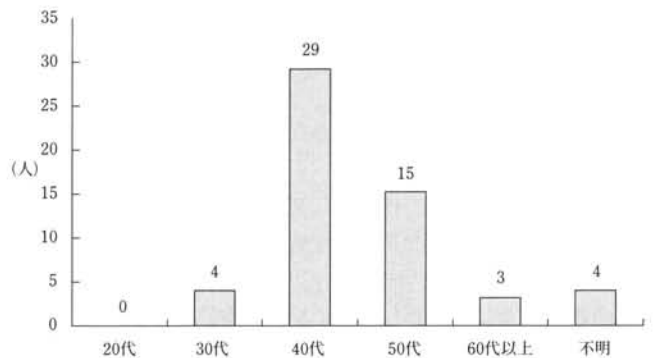
今後も、提言が実現するよう、メディアや行政へ、よりいっそう働きかけていきます。ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。
(向井、山崎)



◎ アンケートは2009年3月1日発行号に同封し、会員465名に送付。回答57通。(回収率12%)

●●●● ■ 答えたのはこんな人(回答者数:57人・女性) ■ ●●●●

- 平均年齢：49.6歳(35歳から72歳まで)
- 年代：40代がトップ
- 子ども：乳児～学生の子どもをもつ人が全体の6割
- 居住地：大阪が14.0%、東京が12.3%、埼玉が8.8%、兵庫が8.8%と続き、北海道から長崎と全国に渡っています。
- 現在の状況：離婚した方79%(45人)、離婚後10年以上経っている方が6割、別居中が16%(9人)、同居中が5%(3人、うち家庭内別居1人)。離婚と別居中の54人について報告します。



●●●● ■ 不安定雇用が多く、7割の人の家計は苦しい ■ ●●●●

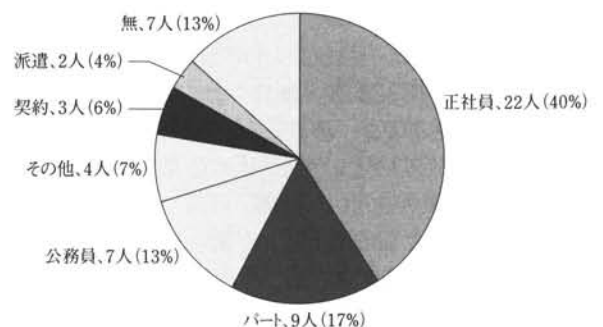
● 87%の人が働いている

正社員が40%、公務員が13%と半数以上が正規雇用。パートや派遣、契約社員等、不安定雇用の人が33.3%おり、仕事を掛け持ちしている人もいます。

● 経済的に苦しい…「はい」が全体の7割

正社員・公務員でも約62%、無職をはじめパート・派遣の人は100%が経済的に苦しいと訴えています。母子家庭の母親は、働いても「経済的に苦しい」のが実情です。

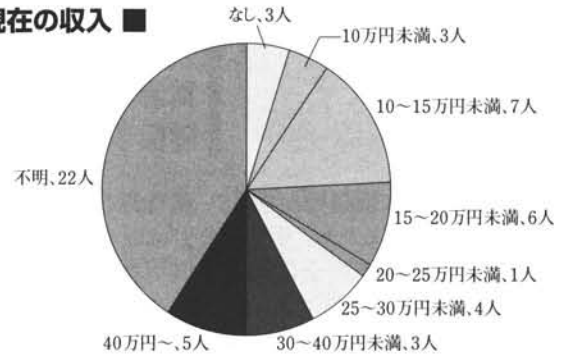
■ 職業と就業形態 ■ N=54人(離婚と別居ケース)



●月収15万円未満の人が40.6%

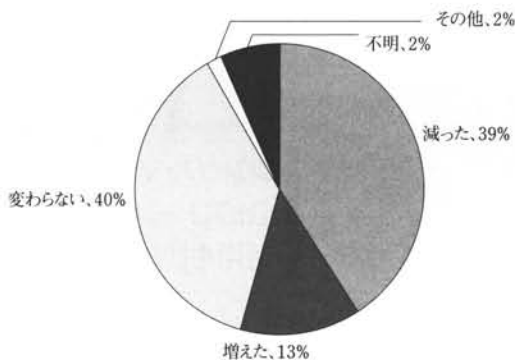
月収（児童扶養手当などが入っていない就労収入・賞与込みの平均値）を回答した人32人中13人（40.6%）が月15万円未満、年収にして180万円未満という生活レベル。これは親子2人家庭での相対的貧困といえます（全国平均では、母子家庭の66%が相対的貧困という結果）。個人の努力だけではなく、社会の雇用環境や子育て環境、税制度の改善などが早急に求められます。

■ 現在の収入 ■



●●●●●●■ 不況と健康・介護問題が追い討ちに ■ ●●●●●●

■ 就労収入の変化 ■



「不況の影響により昨年末に解雇された」「定年退職時に継続雇用を希望したが断られた」「リストラで人が減り、その分仕事はきつくなったのに給料は同じ」など、不況が立場の弱い女性や非正規雇用者に直撃しています。また、「残業が無くなった」「パートに降格」など仕事量・時間・給与の減少や、「賞与の決まりはなく寸志で出ていたが、最近はもらっていない」といった賞与の減少を訴える声も目立ちます。アンケート実施後も企業倒産が毎月1200件前後で推移している今、収入の確保はより厳しくなっていると思われます。

一方で、転職や時給UPなどで、収入が増えたという人も13%います。

●健康悪化、介護が苦しさに拍車をかける

4割の母親が病気や怪我を患っているにも関わらず、経済的や時間といった物理的な困難から、1割が病院に通えていません。また、健康状態の悪化と経済的な苦しみの関連を訴える人は75%もいました。

「体調不良、夫のDVによりうつ病になって働けない」「職場の環境・人間関係が悪く、精神を患い4ヶ月間入院していた」「病気をし夜勤・残業ができなくなり、昇給停止に」など、過酷な労働や離婚にまつわる精神的ストレスから体調を崩し、仕事ができなくなるパターンが多いようです。

「親の介護が私一人にかかっている。介護保険を利

用しながら就労しているが、容態が悪くなれば仕事を辞める必要も。自分の老後の生活も心配」「父の介護でひざを痛め肉体的労働ができず、仕事が見つからない」「家族の病気等で半年休業、復職したが仕事量が減った」などの声も多く、離婚後、親と同居している人に任せられがちな介護と仕事の両立も深刻な問題になっています。

これ むかいさんの知っとこ。 (拡大版) Vol.8-①

病気で動けないときは

頑張りたくても頑張れない、ほんとうにどうしようもない時ってありますね。そんな時は、**生活保護制度**の利用もひとつの選択肢です。

夫からのDVで、4人の子どもを連れて何も持たず家を出た母親に、社会福祉事務所の担当者がすぐに生活保護の申請をしてくれたケースもあります。福祉には頼りたくないと言う前に、現状を見つめ直してみましょう。頑張りすぎて体を壊し、家族が路頭に迷うより、しばらく心身を休めて次に備える、そういう次期があってもいいのではないのでしょうか。将来の幸せのために。憲法で認められ最低限度の生活を保障されるための制度なのですから。

※今回の「知っとこ。」は、アンケート調査結果を受けて、雇用や経済的問題への対処法を、続くページも含め4コラムに分けて紹介しています。

※ 今号の「知っとこ。」で紹介した支援策は、地方分権化により、残念ながら「自治体によって対応が違う!」ようです。でも、せっかく国が作った施策、使わない手はありません。「うちの自治体ではダメだった」という声を大募集! 政府に働きかけ、どの自治体でも使える施策に変えていきたいと考えるので、事務局までご連絡下さい。

これ むかいさんの
知っとこ。
《拡大版》
Vol.8-②

**養育費を
確保するには・・・**

日本では協議離婚が9割で、養育費を取り決めなくても離婚できるため、養育費を受け取っている母親は19%（平成18年度全国母子世帯等調査）しかいません。多くは、取り決めをしていない(58.3%)ためですが、それは「相手に支払う意思や能力がないと思った」(47.0%)、「相手と関わりたくない」(23.7%)からです。

でも、子どもには、その成長を両親から経済的にも精神的にも物理的にも愛されサポートされる権利があり、それは大変重要なことです。養育費は、取り決めがなくても離婚後に請求することができるし、増額請求もできるので、家裁に相談し、調停に出すとよいでしょう。

養育費の支払いが滞った場合にどうするか？ それは元々の決め方の形によって、やり方が違います。

①口約束や念書等「一筆」をしたためて買った場合

督促して払って貰えれば問題はありませんが、強制的に支払わせることはできません。改めて、家庭裁判所に養育費請求の調停・審判の申し立てをし、養育費の支払いを決め直すこととなります。また、面接交渉をしている場合は養育費が支払われているケースが多く、面接交渉をしていなくても、成長の節目に子どもの写真や子どもからの手紙を送るなど、交流の工夫で支払いが続くケースもあります。

②家庭裁判所で決まっている場合

調停、審判、人事訴訟の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所が相手に支払いを勧告、命令する申し出をすることができます。「履行勧告」「履行命令」の申し出には、費用がかかりますので、強制執行の前に利用をお勧めします。

③強制執行する場合

履行勧告・命令でも支払われず、また公正証書で決めたのに支払わない場合は、地方裁判所に強制執行を申し立てることができます。支払い義務のある父親の債権（給与や預貯金）、動産、不動産などを差し押さえてもらい、換えられるものはお金に換えて支払われなかった分に充てる制度です。

相手の意思に反し、直接財産を取り上げるのですから、手続も複雑で、差し押さえができる範囲の定めもありますが、平成16年4月の改正で、養育費の強制執行は1度の手続きで将来の不履行分も差し押さえできるようになりました。ただ、給与の差し押さえを受けて職場を辞めたり、辞めさせられる人もいます。相手の性格や状況を見て実効性の高い方法を考えた方が賢明です。相談先は下記。

●● **■教育費をなんとかしたい** ■●●

子どもを持つ回答者51人の中で、別れた、または別居中の配偶者からの養育費を受給・満了した人は55%（28人）で、約4割の人は受け取っていません。

少ない就労収入で養育費も受給していない人の多くが、「今は小中学生だが、これからどんどん学費がかかるだろうと心配」「子どもを私立に通わせているが、これから学費が払えなくなりそう」「仕事がパートしかないので望む大学に入れてやれない」など、子どもの教育費の確保に悩んでいます。

また、不況のあおりを受け、「20歳の娘に正社員の道がなく、自分は病気をおして働いているが、子どもの分も生活を支えていかなければならないのが辛い」といった、子どもの卒業後の就職難も目立っています。

これ むかいさんの
知っとこ。
《拡大版》
Vol.8-③

**シングルママ向け
公的ローンの
活用を!**

就労や起業準備、子どもの就学などで資金が必要になった時などに、最寄りの社会福祉事務所や役所の担当課に申請して「**母子福祉資金貸付金**」（244号で詳しく紹介しています）の貸付を受けられます。貸付金には、就学資金、技能習得資金、事業開始資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金等、12種類あります。償還期間は資金の種類によって、3年間から20年間までとなっています。

平成21年度の補正予算（6月5日施行）で、制度が拡充されました。アンケート調査の結果でも、子どもの教育費についての悩みが山積していましたが、子どもに関わる修学資金（学費）、就学支度金（入学金）、就職支度金（服や靴、自動車代）、修業資金（教育訓練等）の場合は、保証人の有無を問わず無利子になりました。

母親の事業開始資金、事業継続金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金等は、**保証人のある場合は利子がゼロに、保証人がいない場合でも借りられ、利子が1.5%となりました。**銀行で借りるより返済期限も長く、病気等で困った場合は返済計画を相談でき、低利子なのでぜひご活用下さい。

- 養育費相談支援センター
TEL: 03-3980-4108（月～土10～20時）
<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>
- 日弁連 <http://www.nichibenren.or.jp/>

- 法テラス（日本司法支援センター）
TEL:0570-78374(平日9:～21時、土9～17:時)
<http://www.houterasu.or.jp/>
- 裁判所 <http://www.courts.go.jp/about/pamphlet>

●●●●●●● ■ 苦境をどうやって乗り切るか ■ ●●●●●●●

● 貯蓄を崩してなんとか…

現在の自衛方法としては、「貯蓄を崩す」が30%とトップ。「奨学金」19%や「親族の援助」が17%と続き、「生命保険の解約・担保に借金」(17%)、「学資保険・子どもの貯蓄を崩す」(11%)など、いくつかの手段を組み合わせて何とかやりくりしている状況です。

もちろん、「新聞を辞める」(15%)、「節約・儉約」(20%)と、少ない収入ですでに切り詰められるだけ切り詰めている姿も伺えます。[複数回答]

● 「仕事を増」 やして自力で乗り切りたい

今後の対策としては、「仕事を増」やそう(22%)と考へたり、「奨学金」の取得をめざす(11%)など、生

活保護などに頼らずに、できる限り独力で子どもと自分の生活を守りたいという姿勢が浮き彫りに。

しかし、不況下で仕事はそう簡単に見つからず大変という声が多く聞かれます。「この十数年短期契約の仕事ばかりいくつも経験した。結局落ち着かないまま、年齢的に就労が難しくなってしまった。年をとるほど、力仕事やきつい仕事しなくなるのが辛い。年金もない身としてはこれから先、低賃金でも特別なスキルや体力を必要としない事務や窓口業務に就ければいいのだが」「母子家庭というだけでいつも他の人から冷たい目で見られるのはなぜなんだろう。女性が一人で子どもをちゃんと育てられる収入を得ることは不可能なんでしょうか?」という切実な声を、国や社会がきちんと受け止めるよう、働きかけていきたいと考えます。

これ

むかいさんの
知っとこ。
《拡大版》

Vol.8 -④

仕事の探し方・
雇用について

中小零細企業勤めや非正規雇用で、リストラ・降格・減給等されたとき、泣き寝入りせずに、どうするか?

公的機関では、各都道府県労働局に、総合労働相談コーナーがあります。労働問題に関するあらゆる分野が対象で、労働条件、募集・採用、男女均等取扱い等、労働者、事業主からの相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話で受けています(無料)。他機関とも連携していて、希望すれば裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報を提供。女性の専門相談員のいる支局もあります。

<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>

また、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法については、各都道府県労働局の雇用均等室による助言・指導・勧告によって、履行が確保されることになっています。性別を理由とした差別的取扱い、女性労働者の婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する紛争については、都道府県労働局長による助言・指導・勧告や、機会均等調停会議による調停により、解決を図る制度があります。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/woman/index.htm>

それでもダメなら、地方裁判所の労働審判制度を利用。でも、公的機関に行くのは勇気が要りますよね。そんな時に、民間で頼りになる相談窓口があります。

働く女性の全国センターACW2の「働く女性の全国ホットライン」TEL:0120-787-956が、毎月5,10,15,20,25,30日の18~21時に開設されています。

また、母子家庭の母親は中小零細企業で働く人が多

く、労働組合がない企業が多いと思いますが、一人でも会員になれる労働組合として「女性ユニオン東京」があります。月~金の11~20時(土日とも緊急時は対応するので、金曜日に要予約)にTEL:03-5352-6630までご相談を。団体交渉等、バックアップしてもらえ、豊富な事例から電話相談でもアドバイスがもらえます。最寄りのユニオンも紹介してもらえるので、ぜひご相談を。

仕事を探したい人は、マザーズハローワークに行くといでしょう。再就職を希望する母子家庭の母親を含む子育て女性等に対する就職を支援し、これがない地域にはマザーズサロンやマザーズコーナーを順次設置しています。子育て支援ネットワークの強化や仕事と子育てが両立しやすい求人確保、母子家庭の母親等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施しています。託児もあり、じっくり求人票を見たり、専門の相談員に相談にのってもらえます。また、公共職業訓練の受講を斡旋していて、雇用保険受給資格のない母が公共職業訓練を受講する場合は雇用対策法に基づく訓練手当(月額約13万円)が支給されますし、母子自立支援プログラムを作ってくれたり、それに基づく就労支援を受ける母子家庭の母親等には、民間の教育訓練機関等の委託先を利用した「準備講習付職業訓練」を実施しています。

その他、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない母子家庭の母が教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(20%、上限10万円)を支給する自立支援教育訓練給付金事業、また前号で紹介した、母子家庭の母の就職に効果の高い、看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得するために、養成機関で2年以上修業する場合に、その全期間(平成22~23年度の入学者のみ)の高等技能訓練費(非課税世帯は月額141,000円)を支給する事業を実施しています。

離婚後 定年後 経 済 悪 化 後

この頃の
「仕事・就職」
事情



今回は、離婚当時は小学生だった2人の子どもを抱えて働きながら、資格をとるために学び、ヘルパー、准看護師、正看護師と徐々にステップアップして行かれた方の体験談です。

生活費を得ながらの学校通いと、家事、子育てには、かなりの覚悟と労力が必要だったとか。うつ病に陥ったこともあり、今も緊張の糸は張ったままで、「長女も次女も、それぞれの学業を終えるまであと1年。しんどくても仕事は辞められませんし、もう少しと自分に言い聞かせ、決意を公言することで自分自身を奮い立たせるきっかけにしようと、メール投稿しました」とのことでした。

感想、ご意見、情報、そして「あなたの仕事・就職事情」も、お待ちしております。(山崎・藤岡)

ケース3 離婚後

働きながら学び、45歳で正看護師資格を

栃木県・H.Mさん・48歳／メール投稿より

娘2人を連れて離婚した13年前は何の資格も持っておらず、当時は経験や資格を求められなかった福祉施設(特別養護老人ホーム)に就職。そこで働きながらヘルパーの資格を取得した5年目の2000年、介護保険が導入されて、国から施設への補助金がカットされたため、人件費削減の目的で介護職員のパートへの格下げが行われ、私もその対象になりました。その際に唯一、看護職だけは常勤のまま。安定した収入を得るために、看護師になろうと決心しました。

40歳での一念発起でしたが、働きながら准看護師の学校で2年間、正看護師の学校で3年間学び(夜間)、45歳で国家試験に合格して、看護師の資格を得まし

た。病院(精神科)に勤務して今年の4月で3年です。

生活費を得るために働きながら学び続けるのは、私自身の心身にとってもかなりの負担でしたが、子どもたちにもシワ寄せが大きかったように感じています。仕事柄、休みはローテーションによるもので、夜勤も月平均5回あり、子どもたちと十分なコミュニケーションは取れなかったように思います。また、長女が小児慢性腎疾患を発症して(17歳で治癒)、入退院を繰り返したため、次女にはより多くの負担がかかって寂しい思いをさせたのではないかと考えています。

その当時の日常を例にとると、夜勤の時は夕食と朝食の準備をしてから出勤、翌朝職場から子どもにモー

《パーソナルデータ & 家計簿》

- ※12年の結婚生活を経て、13年前に35歳で離婚。当時、長女10歳、次女8歳。
 - ※慰謝料、養育費なし。養育費については、ハンドの会の講座で知識を得て調停を申し立て、子ども2人それぞれの名義の銀行口座に毎月各3万円を振り込むと取り決めたものの、一度も入金はなし。
 - ※現在、常勤の看護師として、精神病院(250床の単科)の慢性期入院病棟に勤務。夜勤が月に5~6回ある。
 - ※現在、長女23歳、大学4年生。昨年1年間、海外留学したため、卒業予定が1年遅くなった。3年生までは、東京の大学近くに下宿し、毎月の仕送りの不足分は、本人がアルバイトをして補充。留学先から戻った今年3月からは、自宅から通学。次女21歳は、中学卒業後、准看護師の学校に進学、卒業後、個人病院(整形科)に3年勤務して、昨春、正看護師の学校の受験資格を得て合格、現在は2年に在学中、同居。
 - ※収入は、月収・手取り245,000円(ほぼ一定)。年収4,200,000円(昨年)、貯蓄は100万円程度。
 - ※毎月の主な支出は、下記。
- | | |
|----------------------|---------|
| 家賃(公営の賃貸住宅・4DK)..... | 37,500円 |
|----------------------|---------|

水道・光熱費(灯油代含む).....	20,000円
駐車代.....	2,000円
ガソリン代(1人分).....	5,000円
通信費(電話・携帯・パソコン・新聞).....	15,000円
保険(3人分の掛け捨て).....	9,600円
医療費(1人分).....	5,000円
食費(弁当2人分含む).....	30,000円
被服費(1人分).....	10,000円
日用品・雑費.....	15,000円
交際費(1人分).....	10,000円
書籍代(1人分).....	3,000円
美容院代(1人分).....	15,000円
長女の通学定期代.....	26,085円
返済(母子寡婦福祉・就学資金).....	15,500円

(H27年1月完済予定)

- ※NHK受信料、自動車保険料、火災保険料、長女の授業料は年払い。
- ※次女の授業料・自動車の必要経費・携帯代・小遣いは、本人が准看護師時代の蓄えでまかなっている。

ニングコールをかけ、起床を確認し、朝食を食べての登校を促します。学校が休日で私が勤務の日は、2人で過ごしてもらうしかありません。長女が入院中は、次女には1人で過ごしてもらいました。

そんな中でも、2人とも曲がらずに成長してくれました。長女は来年の春、大学卒業予定です。昨年1年間留学している間に世界規模の経済不況に陥り、大変だったようですが、幸いある企業から内定がもらえました。次女は、高校受験は不合格でしたが、私と同じく看護師を目指し、来年2月の国家試験に合格して、どこぞの医療機関に勤めてくれたら安心。「2人とも、あと1年で、とりあえずは私の役目は終了する」と自分自身に言い聞かせ、よれよれの身心を支えています。まだまだこの1年間は、2人にかかる経済的な出費も多く、しんどくても仕事は絶対に辞められないと、緊張の糸を緩められずにいます。

私の勤める病院は、長く勤めている准看護師が多くいて、45歳で正看護師の資格をとってきたような新参者は、いじめの対象となりやすいようで、正直、毎日が針のむしろ状態です。准看護師よりも給料を多くもらっているのに、周りからの心ない扱いは「我慢料」と受け取って、ひたすら耐えています。更年期症状も影響してか、毎日が弱腰になる自分との戦いです。

現状に満足しているとはいえませんが、技術・知識・看護センス、すべての不足を日々感じていて、この状態で他の職場に移っても患者さんにより良い看護を提供できるとは思えませんし、周りのスタッフの方たちとより良い関係を築く自信がありません。このまま定年まで同じ職場での勤務を希望しています。

うつ症状かなと思ったら なるべく早期の受診と治療を!

離婚する2~3年前から元夫の借金や女性問題、この後発症した長女の病気のことなど悩み事が重なり、私自身がうつ病を発症。仕事以外はベランダに出るのもおっくうでした。せっかく休みをとった運動会の日、小学校の正門で立ち止まったまま前に進めず、子どもにお弁当を渡して、一人、近くの公園でじっと時間をつぶしたこともありました。

その当時、心療内科がまだなく、精神科の敷居は高く、かなり悪化してから受診。今は寛解しましたが、再発予防のために軽い抗不安薬と睡眠薬を継続して服用しています。この疾患にかかったことでコミュニケーション能力も思考能力も判断能力も失いました。

うつ病は、早期に治療を受ければ、普通は1~2年で完治する疾患といわれ、受診が遅れたことをとても後悔しています。みなさんも、悩みが深くて眠れない毎日が続いている、思考がまとまらない、人に会いたくないといったうつ症状がみられたら、無理をせずに近くの心療内科、または精神科の受診をおすすめします。早期に治療を始めることでより早く苦痛を軽減することができます。また、治療効果もあがり、治療期間も短くてすみます。

看護師の資格を取るなら 来年と再来年はチャンスです!

今号5ページの「知っとこ。」に詳しくあるように、就学期間中は全期間、高等技能訓練費が支給されます。

弁護士110番

《回答者》 弁護士 松山 理香

TEL 06・613005810

子どもを無理矢理連れて行かれたら?

Q 結婚して3年になります。夫とは喧嘩が絶えず、お互いに離婚を考えています。1歳の子どもがおり、1週間ほど前に子どもを連れて家を出たのですが、夫からは、頻りに、子どもを返せとの連絡があります。

子どもだけは絶対に渡したくないのですが、夫が無理矢理連れて行ってしまうのではないかと、心配でたまりません。子どもからは、目を離さないように常に注意をはらうてはいるのですが、もし、連れて行ったらよいのでしょうか。

A もし、万が一、お子さんを連れて行かれたら、しまった場合、取り戻すためには、子の監護に関する処分を申し立てることになります。

調停という方法もありますが、これは話し合いが長引いてしまふ心配があります。

一刻も早く取り戻すためには、子の監護に関する処分として、「監護者の指定」と「子の引き渡し」の審判を申立て、併せて、同じ内容で、審判前の保全処分を申し立てることになります。

審判前の保全処分は、「監護者の指定」と「子の引き渡し」の審判が出るまでの間の子の監護者を仮に指定し、仮に子の引渡しを命じることを求めるものです。

この審判前の保全処分を申し立てることで、裁判所の手続きも早く進められます。

申し立て後は、裁判所の調査官が双方の話を聞いたり、子どもに会いに行ったり、子どもの様子や監護状況を調査したり、裁判官が両親から話を聞いた上、審判が下されます。

子どもを引き渡すという審判がされたにもかかわらず、相手方が子どもを引き渡さない場合は、強制執行の手続きをとることが出来ます。これは、執行官が、強制的に相手方から子どもを取り上げて、申立人に引き渡すという手続きです。

今、されているように、お子さんを連れて行かれないように十分に気をつけていたとき、もしも子どもを連れて行かれた場合は、このような法的な手続きを早急にとるのが望ましいと思います。

自分で子どもを連れ戻しに行くというような実力行使は、避けて下さい。



事務局便り

告知板

●近々の会合やイベントのお知らせです。
※申し込みや問い合わせ方法です
★お世話係さんから寄せられた近況報告です。

リゾートホテル無料宿泊プレゼント

夏休みは
伊豆高原でリフレッシュ!

ホテルやレストラン経営の株式会社ニュートンが、社会貢献の一環として、ひとり親家庭の親子3組を抽選で、伊豆高原にあるホテル1泊2日にご招待!

<ご招待施設> アンダリゾート別邸 伊豆一碧湖
<http://www.andaresort.jp/bettei/>

<内容> 2009/7/20(月)~8/31(月)の希望日。

1泊・2食つき。(※往復の交通費は自己負担)

<応募資格> 中学生以下の子どもをお持ちのひとり親家庭で、宿泊後、感想文を提出できる方。

(※高校生以上のご兄弟も全員ご招待)

<応募方法> 東京事務局まで、下記を必ず明記してメールが郵送してください。

【件名】「伊豆高原の旅プレゼント係」

【明記する項目】①参加者全員の名前と年齢(学齢)。

②住所・電話・あればメールアドレス。③宿泊希望日

(※土曜宿泊以外の希望日も含め、第3希望まで明記を。宿泊先の予定状況により、希望に添えない場合があります。④ハンドへのご意見・感想。

<締切&発表> 7月15日(水)締切。ハンド事務局で厳正なる抽選の結果、当選者へ直接ご連絡。

夏のスペシャル合宿

〈予定〉
8/22(土)~23(日)

ひとり親支援のNPOエーラスから、合同合宿のお誘いです。緑豊かで涼しい新潟十日町の古民家と廃校を借りて、現役子育て&子育て終了世代と子ども達で、楽しい夏の思い出をつくりませんか?

◎参加費:3,000円程度(宿泊・食費)

※詳細未定。ハンドHPを参照、または東京事務局までお問い合わせを。

キッズアわくわくコンサート

ご招待!
7月21日(火) 15時開演

子どもHAPPY化計画でハンドとともに活動中のNPOキッズア主催の、オペラユニットLEGENDと沖縄県の現代版組踊のコンサートに、無料ご招待! ハンド会員と子ども、友人も同伴OK。

●会場:ヤクルトホール(東京都港区)

●締切:7月12日(日)

●申込方法:「キッズアコンサート申込み」として、下記を明記の上、メールが郵送でハンド東京事務局まで。①代表者の名前、住所、連絡先(電話番号、あればメールアドレス)、②申込人数、全員の名前と年齢、③ハンド会報誌の感想、近況報告など。

★詳細は、<http://www.okurimono-style.com/report.html>

※お子様連れの方は事務局までご一報を。

例会

原則、奇数月の第4土曜日の午後。

竹川法律事務所(大阪市淀川区西宮原

1-4-15-602 TEL050-5803-8840)

またはドーンセンター小会議室。

※変更の可能性があるのでご確認を。

●7月25日(土)午後1時半~

竹川法律事務所にて

各地のお世話係

★困ったとき、何か楽しいことがしたいとき、お気軽に連絡を♪

仙台:

埼玉:

埼玉:

静岡:

愛知:

香川:

広島:

福岡:

熊本:

長崎:

東京事務局

※ハンドの会に関するお問い合わせや会主催の各種申し込みは下記へ。

TEL03-3261-1835

E-mail: info@gendai-kazoku.jp

例会

●7月18日(土)18時~21時

麹町の参議院議員宿舎第1会議室にて。同じ境遇の人同士、ここでしか話せないことを思う存分話しましょう!

※参加希望者は、お世話係の権沙代子さんへ、7月16日までに直接連絡を。
TEL03-3332-1924(留守電吹き込みOK)。

メール: spho6259@docomo.ne.jp

◎お得な情報いっぱいメルマガ登録は、
コチラ TEL info@gendai-kazoku.jp

大阪:

〒

TEL

TEL03-3261-1835(東京事務局)

大阪ニココニ離婚講座

原則、午後1時半~4時半、ドーンセンター(大阪市中央区大手前1-3-49

TEL06-6910-8500)で、申し込み不要。

参加費は、講座:1500円、ミニ講座:500円

●8月15日(土)講座

テーマ:「身体ほくし 心ほくし」

講師:インストラクター 栗岡多恵子さん

気持ちよく身体をほくしてリラックス

タイムを楽しみませんか。渦中でシン

ディ思いにつぶされそうな人、日頃頑張り

すぎて疲れを一杯ため込んでいる人、運

動不足で体調の悪い人ゆっくりあなた

のペースで身体と心をほくしましょう。

★一人で悩まず、気軽にお電話ください★

離婚と母子の110番 TEL03-3261-1835

●基本的に毎土曜日:13~17時 8月15日はお休みです。

※研修を受けた相談員が「無料」で相談を受けています。

面接相談【要予約】

●原則 第1・第3土曜日:14時~と15時半~

※料金:5,000円/50分(ただし2日前の木曜日

キャンセル料2,500円が発生します)

※7月は4日、18日、8月は1日、22日を予定しています。

※平日に事務局(TEL03-3261-1835)までご予約ください。

<購読料について>

購読料は次のいずれか。自己管理のもと、期限切れの際にお振込みください。

①1年間3,600円(送料共) ②2年間まとめて前払いの場合、7,200円を6,000円に。 ③出世払いもしくは免除(どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出て下さい)

[振込先] 各地の郵便局にて00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会

ハンドからみなさんへ発信

ハンド・イン・ハンドの会 公式HP:

<http://www.gendai-kazoku.jp>

円より子ネット:<http://www.madoka-yoriko.jp>